

建築基準法第 12 条に基づく建築物の調査及び建築設備等の検査における項目等 に関する横浜市建築基準法施行細則の一部改正に関する意見公募について

◆ 改正主旨 ◆

横浜市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）では、建築基準法令の規定を受け、建築基準法令の施行のために必要な事項として、定期報告対象建築物やその報告周期等を定めています。

平成 26 年 6 月公布の改正建築基準法、平成 28 年 1 月公布の改正建築基準法施行令（以下「政令」という。）及び平成 28 年国土交通省告示第 240 号（以下「告示」という。）により、不特定多数の者等が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物や建築設備等については、一律に定期報告の対象とされました。これに伴い、細則に定める定期報告対象建築物や報告周期等の見直しについては意見公募を行っているところですが、あわせて、建築物の調査及び建築設備の検査における項目等を細則に定めるため、意見公募を行います。

◆ 改正概要 ◆

1 建築物の調査における項目等について

建築物の調査における項目として、地下街となる定期報告対象建築物に対し、政令第 128 条の 3 の規定のうち建築物に関する事項への適合状況等の確認に必要な項目等^{*}を定めます。

^{*}政令第 128 条の 3 第 1 項第 6 号については、同号に基づく告示「地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件」（昭和 44 年建設省告示第 1730 号）（以下、「地下道設備の構造方法を定める告示」という。）第 2 第 1 号に関する事項に限ります。

2 建築設備等の検査における項目等について

建築設備等の検査における項目として、政令第 128 条の 3 第 1 項第 6 号に基づいて設置する地下道の非常用の照明設備、排煙設備に対し、地下道設備の構造方法を定める告示の規定への適合状況等の確認に必要な項目等^{*}を定めます。

^{*}地下道設備の構造方法を定める告示第 2 第 1 号及び現行の規定における建築設備等の定期報告において報告を求めている事項に関するものを除きます。

◆ スケジュール ◆

意見公募期間：平成 28 年 2 月 17 日～平成 28 年 3 月 17 日

施行予定日：平成 28 年 6 月 1 日

◆ 意見提出方法 ◆

意見公募要領「建築基準法第 12 条に基づく建築物の調査及び建築設備等の検査における項目等に関する横浜市建築基準法施行細則の一部改正に関する意見公募について」をご覧ください。